

公益社団法人静岡県薬剤師会職員倫理規程

平成 24 年 6 月 14 日 制定

(目的)

第 1 条 この規程は、公益社団法人静岡県薬剤師会（以下「県薬」という。）の職員の職務に係る倫理の確立及び保持に関し必要な事項を定める。

(定義等)

第 2 条 この規程において、事業者等とは、法人（法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがある者を含む。）その他団体及び事業を行う個人（当該事業の利益のためにする行為を行う場合における個人に限る。）をいう。

(職員の心得)

第 3 条 職員は、公益社団法人静岡県薬剤師会就業規程（以下「就業規程」という。）第 4 条に定めるところに従い、その職務に専念しなければならない。

2 職員は、自らの行動が県薬に対する社会の信頼に影響を与えることを深く自覚するとともに、日常の行動について常に公私の別を明らかにしなければならない。

(事業者等との接触に当たっての禁止事項)

第 4 条 職員は、事業者等との間で、次に掲げる行為を行ってはならない。

- (1) 異動等に伴う餞別金、祝儀金又は中元、歳暮の贈答品（広く配付される宣伝広告用物品を除く。）等を受領すること。
 - (2) 講演、出版物への寄稿等に伴い報酬を受けること。
 - (3) 金銭、小切手、商品券等の贈与を受けること。
 - (4) 本来自らが負担すべき債務を負担させ、対価を支払わずに役務の提供、又は不動産、物品等の貸与を受けること。
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、一切の利益や便宜の提供（湯茶の提供等社会一般の接遇として容認されるものを除く。）を受けること。
- 2 前項の規定にかかわらず、職員は、職務上必要な講演等例外となり得る行為については、別紙様式により会長に事前に申請し、その承認を受けなければならない。ただし、やむを得ない事情により事前に申請することが出来ない場合には、事後、速やかに会長に報告し、その承認を得なければならない。
- 3 前項により承認された行為のうち、第 1 項第 2 号及び第 3 号に係る報酬、交通費、日当、金銭、小切手及び商品券等は県薬に帰属する。

(違反に対する処分等)

第 5 条 会長は、職員がこの規定に反する行為を行った場合であって、懲戒処分等に付すことにつき相当の理由があると思料するときは、就業規程に基づいて懲戒処分等を行うものとする。

(委任)

第 6 条 この規程に定めのない事項は、会長が理事会の決議を経て処理する。

(制定及び改廃)

第 7 条 この規程の制定及び改廃は、理事会の決議を経て行う。

附 則

この規程は、平成24年 6 月14日から施行する。

(別紙様式)

禁止事項例外承認申請書

平成 年 月 日

公益社団法人静岡県薬剤師会

会長 (氏 名) 様

所 属

職氏名

印

公益社団法人静岡県薬剤師会職員倫理規程第4条第2項の規定に基づき、禁止事項の例外として、下記事項について承認されたく申請します。

承認を受けようとする禁止事項	<input type="checkbox"/> 講演 <input type="checkbox"/> 寄稿等 <input type="checkbox"/> その他 (公益社団法人静岡県薬剤師会職員倫理規程第4条第1項第__号)	
承認を受けようとする行為の日時及び場所	日時	自：平成 年 月 日 () 時 分 至：平成 年 月 日 () 時 分
	場所	
承認を受けようとする理由		
その他参考となる具体的内容	講演・研修会	講演会等の名称： 講演会等の主催者： 講演会等の参加対象者： 講演料等の有無 <input type="checkbox"/> 有 (円) <input type="checkbox"/> 無 交通費等の有無 <input type="checkbox"/> 有 (円) <input type="checkbox"/> 無
	その他	

(注) 講演会及び研修会の場合は、謝礼金、日当、交通費等の額が記された依頼書等関係書類を添付のこと。

公益社団法人静岡県薬剤師会職員倫理規程第4条第2項の規定に基づき、禁止事項の例外として承認する。

平成 年 月 日

公益社団法人静岡県薬剤師会

会長 (氏 名)

印